



自治退ニュース

No.261
2013. 8. 27
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発
行
所

東京都千代田区六番町1 自治労会館2F
全日本自治体退職者会
全日本自治体退職者会共済会
発行人 川端邦彦
03-3262-5546
ホームページアドレス <http://www.j-taishokusha.jp>

相原久美子さん、二期目にむけて発進

7月21日に投開票された第23回参議院選挙は、過去3番目に低い52.61%の投票率の中、自公両党で76人が当選して非改選と合わせると135議席となり安定多数を占める結果になった。自治労協力議員は比例区で相原久美子さん、又市征治さんが当選したが、選挙区では武内則男さんが議席を失った。全体として民主党は17人、社民党は1人の当選にとどまり惨敗と言わざるを得ない。この結果、議席数のうえだけでは自公政権の出す諸法案は可決される構造になった。また、浮草政、与党への転向願望を持つ野党議員の動向によっては三分の二議員による改憲発議も現実の危機となっている。

自治労組織内候補である相原久美さんは二期目の当選にあたって、下記のコメントを発表した。

全国のみなさんの力強いご支援をいただき、2期目の議席を得ることができました。何よりもまずは、ここからお礼を申

上げたいと思います。

しかし、大変厳しい政治情勢になることは間違いありません。ここからが本当の正念場です。みなさんからいただいた6年間を、生活者、働く者の「声」を国政に反映させるために、今まで以上に頑張らせていただきます。

この厳しい状況下にあるからこそ、平和を守り、将来に希望が持てる国、働く者、生活者の人権が守られる国を何としても実現していかなければなりません。それがわたしに課せられた責務だと、気を引き締める思いで一杯です。

粉骨砕身、頑張りますので引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

そして、明日からの6年間、引き続きお願いいたします！

県本部代表者会議、第3回役員会開催

自治退は、7月25日に第3回役員会、13年度県本部代表者会議を開催した。

役員会では、宮城県美里町、岐阜県高山市、宮崎県えびの市・高千穂町の四組織を新たな仲間として迎えることを確認した。

役員会、県代会議では、参議院選挙での到達点を確認しつつ、主として第42回定期総会の諸議案について協議し、この確認に基づき、

運動方針(案)について9月初旬までの期間で組織討議に付した。

このほか、福利厚生委員会で検討している安心総合共済の来年募集に向けた取り組みと、今年が介護保険制度見直しの検討時期にあたることから、国に対する要求に加えて自治体に対する申入れ運動を進めることを決めた。

介護保険 対自治体交渉の取り組みについて =第2回自治退役員会で取り組み方針決める、退職者連合と共同で推進=

介護保険制度は、制度発足以来、介護ニーズの増大や給付費の増加に対応するため、3年ごとに制度を見直ししながら新たな事業計画を策定し、介護報酬を改定してきた。

現在政府は、いわゆる「団塊世代」が全て75歳以上になる2025年以降の超高齢社会への対応を視野に入れつつ、2015年度からの第6期介護保険事業計画策定に向け関係審議会で様々な制度見直しを検討している。

日程としては2013年に審議会等検討、2014年国会に法案提出、2015年新制度施行が予定されている。自治退は高齢者福祉・介護保険制度について高齢者の尊厳と社会的介護体制を求めてきたが、安倍政権はこれと相容れない「家族相互、国民相互の助け合い」を主張しており、対政府要求に加えて自治体からの包囲網を運動化することが重要になっている。

一方、社会保障制度改革国民会議は、「社会保障と税の一体改革」の具体化に向け、社会保障4分野の改革を中心に協議し、8月6日に報告を取りまとめ総理大臣に提出した。8月21日には、報告書内容の処理計画にあたる制度改革実施プログラム法案が閣議決定

された。今後社会保障審議会の関係部会等で具体的に検討されたあと、関連法改正案が今後の国会に提出されることとなる。

報告書は、「社会保障の持続可能性を高め、その機能が高度に発揮されるようにするため、能力に応じた負担の仕組みを整備して財源を確保し、必要とする人たちにしっかり給付されるよう改革する」として、医療・介護サービスについても大幅な見直しを提言した。また報告が「医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの構築」を強調したことは評価できるが、大きなエネルギーと財源を投入して実践しなければ画餅に帰す。

国民会議報告では介護保険制度改革に関して、2015年度からの介護事業計画の改定を視野に、①要支援者を介護保険給付から除外し市区町村事業に移行、②介護サービスの利用者負担(1割)を所得に応じて引き上げ、③施設入所者の補足給付要件に資産を追加、④特別養護老人ホーム入所者を中重度者に重点化、軽度者等には新たな住まいの場を検討、⑤デイサービスの機能を重度化予防に重点化するなどをあげており、制度創設時の基本理念に関わる見直しも含まれている。

現在要支援の認定者は約150万人、全体の四分の一以上を占めているが、移行先の市区町村に対する新たな財源措置と人材確保がないまま移行が実施されれば、これらの人は事実上サービスを失う。

自治退は、7月25日の役員会及び県代会議でこうした動向を見据えた対自治体要求行動の取り組み方針を決定し、9月以降、退職者連合、自治労との連携・共同行動の取り組みを進めることとした。その後、この取り組みについて退職者連合と協議した結果、8月20日の第1回幹事会で自治体要求行動に取り組む方向が確認されたので、自治退としては各地域の高退連と協力して運動することとなる。

自治体への要求指針は、「誰でもができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らしていくこと」を基本に、都道府県および市区町村に対して介護保険サービスをはじめとした高齢者福祉施策を充実するよう要求するとともに、国に働きかけて全国制度の改善を求める内容としている。

各地域の要求は必ずしも指針通りとする必要はなく、従前の取り組み経過との整合性や地域実情（人口・年齢分布・地域面積・経済状況・自治体との協議慣行などの違い）にあわせて指針を柔軟に加除して決定することとする。

また、要求は都道府県及び全市区町村に提出することが目標だが、当面組織実情に応じて可能性と実効性のあるところから柔軟に実施する。取り組みにあたっては、協力関係にある自治体議員と最大限連携する。

高齢者福祉・介護保険制度改革のための 対自治体要求指針

<都道府県に対して要求すること>

1. 都道府県として以下の事項について、国に対して施策・制度の改正を働きかけること

(1) 軽度の要支援・要介護認定者を介護保険制度から除外する動向にたいして

次期介護保険制度見直しに当たっては、「介護予防・要介護度の重度化防止」の観点から、軽度の要支援・要介護認定者に対する介護サービスの介護保険からの除外や給付水準の引き下げを行わないよう働きかけること。

(2) 市区町村の介護保険財源の安定化について

市区町村における介護保険財政の安定的な運営のため、介護保険の財源構成を改めて、国負担金の25%は全額保険者に交付し、被保険者の年齢構成・所得に応じた調整である現行の調整交付金5%分は、介護保険料収支とは別枠で国が財源措置するよう働きかけること。

(3) 地域包括支援センターの機能・財政基盤の強化と地域支援事業の改善について

地域包括ケア体制の整備、地域支援事業の拡充に向け、地域包括支援センターの事業内容の見直しと人員配置基準を含めた財政基盤の強化を図ること。

また、保険者が地域の実態に合った柔軟な地域支援事業の運営を可能とするため、政令で定められて地域支援事業の財源率の上限及び財源構成の弾力化を図ること。

(4) 介護労働者の雇用・労働条件の改善について

介護人材の定着・確保に向けて、雇用・労働条件の抜本改善を図ること。

2. 都道府県の介護・高齢者施策に対して改善・改革を要求する事項

(1) 地域包括ケアの推進に向けた市区町村支援について

市区町村の訪問型医療体制の整備及び、医療や介護サービスの提供と連動した住宅政策の具体化、公営住宅等の空き家活用を含めた高齢者の居住の場づくりなどの総合的な施策を推進・支援すること。

また、認知症ケア体制の整備に向け認知症疾患医療センターの設置・増設、認知症地域支援推進員や認知症サポート医師の養成等を推進すること。

(2) 地域包括支援センターの機能強化について

地域包括ケアの推進の立場から、市区町村の地域包括支援センターの体制整備や機能強化に向け、人員や財源などの運営基盤の拡充を積極的に支援すること。

(3) 高齢者が安心して生活できる居住の場の確保について

低所得・要介護高齢者への支援を貧困ビジネスに依存することなく、セーフティネットとしての養護老人ホームの活用を促進するとともに、ケアハウスやグループホーム、福祉施策と連携した公共住宅の活用など、高齢者の多様な居住の場の整備・拡充を図ること。

また、法令に基づかない各種の宿泊施設や無届施設の実態を調査し、高齢者の身体・生命を守る観点から、必要な是正や改善を指導すること。

(4) 高齢者の孤立死や社会的孤立防止への取り組みについて

高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、民生委員や地縁組織による既存の見守り体制にとどまらない、地域社会全体での見守りや支え合いの体制を構築すること。

地域の高齢者への個別サービスを提供する事業者等の協力を含めた多様で重層的な地域の見守り・支え合いの仕組みづくりに向け、ネットワークの構築や、財政支援、個人情報保護の取り扱い等について広域的な支援を行うこと。

<市区町村に対して要求すること>

1. 地域包括ケア理念を具体化する圏域の設定と総合的計画の策定について

地域包括ケアの基本理念を具体化するため、日常生活圏域を単位として、街づくり・住宅政策・医療・看護・介護・福祉が連携した総合的供給システムの整備・人材育成等を計画的に実施すること。

2. 市区町村の保険者機能の強化について

地域包括ケアの要である地域包括支援センターの設置・運営に当たっては、自治体の保険者機能を担保する観点から、最低1ヶ所の直営支援センターを確保するか、自治体の関与が強い基幹的な支援センターを設置すること。また介護事業の実施に当たっては、福祉や医療、住宅など他の行政部門との連携機能を強化すること。

3. 地域における居住の場の整備・拡充について

高齢者の地域・在宅生活を支える在宅サービスの拡充を図るとともに、地域密着型サービス（小規模多機能型施設や認知症グループホームなど）の整備・拡充を図ること。また、小規模施設における防災・安全体制の点検・整備を積極的に実施すること。

4. 元気高齢者の施策の拡充について

元気高齢者に対する健康支援事業を拡充し、要支援・要介護認定の発生・進行を抑制する取り組みを拡充すること。

5. 地域における見守り・支え合い体制について

地域における見守り・支え合いのネットワークの構築に向け、保険者として地域包括支援センター、民生委員、町会・自治会組織、新聞配達等の高齢者へ個別サービスを提供する地域のサービス事業者等との連携の強化や地域における必要な人材の養成に取り組むこと。

また、地域における見守りや支え合いを促進するため、必要な個人情報を適切に共有するための仕組みづくりを進めること。

6. 介護保険事業計画等の策定・運営過程への参画について

介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画の策定およびその実施に際しては、透明で民主的な運営を図るとともに、策定委員会や運営委員会等へ高齢者の当事者団体の参画を促進すること。